

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第19号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（平成27年規則第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第1条中「、営利企業等の従事制限」を「、営利企業への従事等の制限」に改める。

第2条第1号中「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）の」を削り、同条第2号中「営利企業の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。